

平成27年 藤枝市議会 11月定例会

健康福祉委員会委員長報告書

(議案審査)

平成27年12月17日

[本 会 議]

健康福祉委員会に付託されました、議案1件の審査の経過と結果について、主な質疑を中心に御報告いたします。

第86号議案「藤枝市福祉センターきすみれの指定管理者の指定について」、申し上げます。

はじめに、「福祉センターきすみれの利用頻度は具体的にどのくらいか。また、利用頻度を高めるために、今後どう対応していくか伺う。」という質疑があり、

これに対して、「会議室等の利用率は、前年度比100%を超えているが、調理室は約80%である。毎月、利用状況報告を受けており、それを検証し、指定管理者や関係団体とも連携し、利用頻度を高めていきたい。」という答弁がありました。

次に、「指定管理者の指定期間を3年間とした理由を伺う。」という質疑があり、

これに対して、「福祉センターきすみれについては、子ども発達支援センターの今後の設置など、市としても、時代の流れに即した施設の活用方法を検討していきたいので、3年間とした。」という答弁がありました。

次に、「指定管理者を非公募で選定し、社会福祉協議会を指定した理由について伺う。」という質疑があり、

これに対して、「福祉センターきすみれは、各種相談の場所や、時代に即した成年後見支援センター、子育て支援センターなど本市の地域福祉の拠点となる施設である。社会福祉協議会は、島田市でも焼津市でも公共施設の中で行政と連携がとりやすい環境下で事業運営をしてきた公益性の高い法人でもある。これからも、本市の地域福祉の推進を担う社会福祉協議会の事業と施設管理を一体的に実施できるようにするため、社会福祉協議会を非公募により選定した。」という答弁がありました。

次に、「指定管理者である社会福祉法人への監査について、市はどう行っているか伺う。」という質疑があり、

これに対して、「社会福祉法人に対する指導監査は毎年、職員4人で1日かけて実施している。今年度から県の指導監査の講師にアドバイスを受け、難しい案件などを相談し、適正な指導対応を行っている。」という答弁がありました。

以上のような審査を経て、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告いたします